

## 緑化推進運動の実施方針

〔 昭和 5 8 年 4 月 1 4 日 〕  
〔 緑 化 推 進 連 絡 会 議 〕

### 1 目 的

緑化推進は、国土及び環境の保全、水資源の涵養、生活環境の改善等の観点から極めて重要であり、国においては、国土の緑化に関し総合的かつ効率的な諸施策を推進するため、緑化推進連絡会議を設置したところであるが、その一層の推進を図るためには、地方公共団体特に地域住民に密着した市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）を中心とした施策の展開を図るとともに、国民の自発的な理解と協力を得る必要がある。

このため、市町村を主体として国民が広く参加し得る緑化運動が、地域の実情に即して全国に展開されるよう、地方公共団体に要請するとともに、国は、所要の措置を講ずるものとする。

### 2 緑化運動の推進体制

- (1) 市町村が主体となり、議会、地域住民、緑化関係団体等の発意、賛同を得て、自主的に3を内容とする緑化運動が推進されるようにする。
- (2) 都道府県及び民間団体においても、本運動の趣旨に基づき、積極的な対応がなされるようにする。

### 3 緑化運動の内容

市町村に対し、次の事項に留意の上、緑化運動を実施するよう要請する。

- (1) 市町村は、既に別の緑化計画等を定めている場合を除き、次のような事項を定めるか、差し当たって当面の具体的行動計画を定めるかにより、計画的に実施すること。
  - ア 緑化の基本的構想
  - イ 緑化の計画・目標
  - ウ 緑化の具体的行動計画
  - エ 国、都道府県の緑化計画等との関係の調整
- (2) 市町村は、国が実施、主唱している次の事業を、国と協議の上、積極的に活用すること。
  - ア 林野庁が実施する「緑と花で結ぶむらとまち運動」による森林づくり
  - イ 建設省が実施する「まちの森」づくり、「並木のみち」づくり
  - ウ 環境庁が主唱する「小鳥がさえざる森」づくり

(3) 市町村は、広く地域住民、民間団体等に本運動への参加・協力を呼び掛けて本運動の実施に努めること。

#### 4 国及び都道府県の助成等

(1) 国は、本運動を実施する市町村に対し、必要な助言及び技術的援助を行うものとする。

(2) 国は、本運動を実施する市町村に対し、場所の提供、苗木種子のあっせんその他必要な協力を行うものとする。

(3) 国は、都道府県に対し、本運動を実施する市町村に対する必要な助言等を行うよう要請する。

#### 5 財源措置

(1) 地方公共団体における緑化事業の財源に供するため、昭和58年度からおおむね3箇年度にわたり宝くじを発売することについて具体策を検討する。

(2) 緑の羽根募金運動を積極的に展開する。  
また、都市緑化基金の拡充強化を推進する。

(3) その他緑化事業を推進する公益法人への民間拠出金の受入れを促進する。

#### 6 内閣総理大臣等の表彰

本運動の実施について顕著な功績のあった個人、団体に対し、内閣総理大臣等の表彰を行う。

#### 7 推進体制の整備

国及び都道府県は、市町村を主体とした全国的な緑化運動が組織、実践されるよう、広く関係機関、団体等に働き掛けるとともに、緑化運動の効率的な推進に資するため緑化関連団体による連絡体制の整備を要請する。

#### 8 国及び都道府県の緑化事業との関係

国及び都道府県は、その緑化事業を実施するに当たって、本運動を実施する市町村と緊密な連絡調整を図り、当該市町村の実施する緑化事業の効率的促進が図られるよう努めるものとする。

#### 9 国民の緑化意識の啓発、高揚

本運動に対する国民の理解が深まり、自ら参加する気運が醸成されるよう、民間諸団体の協力を求めるとともに、政府としても積極的な広報活動を行うこととするほか、緑化に関する情報の提供や相談、各種行事の開催を推進する。